

備前市ホームページ有料広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、備前市有料広告掲載取扱要綱（平成18年備前市告示 第58号。以下「要綱」という。）に基づき、市がインターネット上に公開している公式ホームページへの広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の制限)

第2条 要綱第3条第8号に規定するホームページに掲載する広告として適当でないと認めるものは、次に掲げる広告とする。

- (1) 投資的又は投機的商品の広告
- (2) 出資者又は出資金の募集広告
- (3) 霊感商法等悪質商法と認めるものの広告
- (4) 債権取立て、回収等の広告
- (5) 興信所の広告
- (6) 危険を伴う民間療法の広告
- (7) 人権を害するおそれがある広告
- (8) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせ、又は不安を与えるおそれがある広告
- (9) 求人広告その他これに類する広告
- (10) 不動産物件に関するもの又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）による登録がなされていない業者の広告

(掲載の位置等)

第3条 広告の位置は、市が指定した位置とし、1画面中の広告の掲載数は10枠を限度とする。

(広告掲載料等)

第4条 広告掲載料は、1枠あたり月額15,000円とする。

2 広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 天地60ピクセル
- (2) 左右120ピクセル
- (3) 4キロバイト以内
- (4) GIF形式

(広告内容等)

第5条 広告の内容、デザイン等は、備前市ホームページのイメージを損なうことのないよう、申込者と協議の上掲載するものとする。

2 広告にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

3 市長は、リンク先のホームページの内容等がこの基準及び法令等に違反し、又は違反するおそれがあるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1月単位とし、連続する掲載期間は最長12月とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 広告の掲載期間内に、市の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、この閉鎖した時間を24で除して得た日数(端数は切り捨てる。)に相当する日数を、広告の掲載期間に加算するものとする。

(申込み数)

第7条 同一申込者が申し込める広告は、1月につき1枠限りとする。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成18年11月 1日から施行する。